

「ハルバ嶺における遺棄化学兵器処理事業の化学兵器廃棄設備に係る業務」調達仕様書に対する意見・質問への回答

遺棄化学兵器処理担当室

番号	仕様書	頁	項目	意見	理由	回答
1	業務委託仕様書	2	4 業務実施期間	入札条件をより明確化するために、想定される廃棄設備棟の設計及び建設スケジュール案を御提示いただきたくお願いいたします。 (追記案) 廃棄設備棟の設計スケジュールは平成*年*月から平成*年*月まで。廃棄設備棟の建設スケジュールは平成*年*月から平成*年*月まで。	廃棄設備の据付工事に当たっては、別途発注される廃棄設備棟の設計取り合い調整及び建設工事との調整を実施する必要があります。また工事が輻輳して実施されることもあり、廃棄設備棟の設計及び建設工事がどのようなスケジュールで実施されるかによって工事費が変動いたします。	御意見を踏まえ、業務委託仕様書4(5)として、以下のように追記し、調達仕様書を変更します。 (5)設備の収納庫の設計及び建設工事期間(予定):設計は平成29年3月31日まで。建設工事は平成31年7月31日まで。
2	業務委託仕様書	2	4 業務実施期間	本契約でも賃貸借業務の期間を明記することが望ましいと考えます。 (追記案) 賃貸借期間:平成31年4月1日から平成33年3月31日まで	リース契約では、受託者である貸手側がリース料の一部を構成する金利を計算する必要があり、リース期間を仕様書に明記することが一般的です。	御意見を踏まえ、4業務実施期間に以下のように追加し、調達仕様書の記載を変更します。 賃貸借期間:平成31年4月1日から平成33年3月31日まで
3	業務委託仕様書	2	4 業務実施期間	本仕様書では、違約金の規定が不明確なため、賃貸借業務中止等の取り扱いに関する記載を追加することが望ましいと考えます。 (追記案) 発注者の責により賃貸借業務が中止あるいは期間が短縮される場合、残賃貸料金相当額を、受託者側に違約金として支払うものとする。	本契約の廃棄設備は特別仕様で、他業務への流用できない性質のもので、このような特別仕様の賃貸借契約では、借手(発注者)の事由により賃貸借契約が中止あるいは期間が短縮される場合、残賃貸料金相当額を貸手(受託者)へ違約金として支払うことが一般的です。	業務委託契約書の条項で示すことにしています。調達仕様書の記載どおりとします。
4	業務委託仕様書	2	4 業務実施期間	本仕様書では、運転業務等期間中に総合点検を実施するか否かが不明確なため、入札条件をより公平にするためにも、総合点検(オーバーホール)の実施時期及び頻度について明記することが望ましいと考えます。 (追記案) 廃棄設備の総合点検(オーバーホール)については、1回程度/年を運転業務等期間で実施すること。	本契約の廃棄設備のような大型プラントでは、運転業務の開始後、設備の機能を維持するために総合点検(オーバーホール)を定期的実施することが一般的です。	御意見を踏まえ、運転業務仕様書4(1)②に以下のように追記し、調達仕様書の記載を変更します。 ②定期点検又は総合点検・整備(総合点検を実施する場合は1回程度/年とする)
5	業務委託仕様書	2	5 設備納入及び設置場所(記述)敷地面積は、化学兵器受入棟30m×34m、化学兵器廃棄設備棟48m×70mであり、設備はこの範囲に収めること。	設置エリアの敷地面積を示していた上で、その敷地全体を使用することを許容していただきたく。また、火薬庫については安全上の理由で他の設備と一定の距離を離隔して配置する必要があるため、敷地外に設置することを許容していただきたく。もしくは、化学兵器受入棟30m×34mを指定エリア外に設置し、化学兵器廃棄設備棟のエリアを広く確保することを御検討いただけないでしょうか。 (代替案) 追記:廃棄設備の機器は、技術仕様書に記載される建設予定地(* *m×* *m)のエリアに設置し、別途発注する廃棄設備棟の受託者と調整し、建屋のレイアウトを調整するものとする。また、火薬庫については離隔距離を考慮したうえで設置場所を内閣府と別途協議するものとする。	「化学兵器受入棟30m×34m、化学兵器廃棄設備棟48m×70m」と分かれて記載されていますが、制御爆破方式では、化学兵器受入棟と化学兵器廃棄設備棟に分ける必要はございません。	限られた敷地条件の中に廃棄設備棟を配置する必要があります。 「火薬、爆薬、弾薬、信管及び火工品工場設計安全規範」により、処理対象物の臨時保管量が定められていますので、別建屋として受入棟が必要です。 調達仕様書の記載どおりとします。 なお、御意見の火薬庫については「制御爆破方式の場合に必要な火薬庫の場所については別途協議する。」の文を入れて、調達仕様書の記載を変更します。(同様に技術仕様書第2編3(7)②にも追記します。)
6	業務委託仕様書	3	6(1) 廃棄設備の賃貸借業務	賃貸借料と業務委託費では費用の支払い時期が異なるため、「輸送形態へのこん包」がどの業務に含まれるかを明記することが望ましいと考えます。 (追記案) ③廃棄設備の輸送形態へのこん包	業務委託仕様書5では、「輸送形態にこん包し廃棄設備を引き渡す」と記載があるため、賃貸借業務には「輸送形態へのこん包」が含まれると推察されます。	御意見を踏まえ、以下のように6(1)③を追記し、調達仕様書の記載を変更します。 6(1)③廃棄設備の輸送形態へのこん包

番号	仕様書	頁	項目	意見	理由	回答
7	業務委託仕様書	3	6(3)① 廃棄運転業務	運転終了後に除染、総合点検（オーバーホール）、維持管理の実施有無により入札価格が変動するため、入札条件を明確にするためにも運転終了後の業務を御提示いただきたくお願いいたします。 (代替案) 追記：運転終了後には、翌年度の処理再開を見据えて、除染、総合点検（オーバーホール）、維持管理業務を実施すること。	運転業務実施期間は平成32年4月1日から平成33年3月31日とされている一方で、運転業務仕様書では「廃棄運転は、基本的には4月から11月まで」とされており、12月から3月末までの業務内容が明確にされていません。平成33年度以降も処理運転を継続するのであれば、運転終了後に除染、総合点検（オーバーホール）、維持管理を実施することが合理的です。	御意見を踏まえ、運転業務仕様書4(1)②に以下のように追記し、調達仕様書の記載を変更します。 ②定期点検又は総合点検・整備（総合点検を実施する場合は1回程度/年とする）
8	業務委託仕様書	3	6(3) 廃棄設備の運転業務等 (13(1) 貸与物品等)	運転に必要な消耗材等、交換部品は受託者が調達するのが合理的であるため、受託者の業務として、「運転期間中における設備の稼働に必要な予備部品及び消耗材の購入及び納入」を追記する必要があると考えます。 (追記案) 運転期間中における設備の稼働に必要な予備部品及び消耗材の購入及び納入	業務委託仕様書5では、「内閣府が受託者に支給する予備部品・消耗品(以下、消耗材等)という。)、交換部品等を含む」との記載があり、一方で、業務委託仕様書13(1)④では「運転業務に係る消耗材等に関しては、運転開始時に1年分を納入するものとし」という記載があります。そのため、仕様書において、運転に必要な消耗材等、交換部品を発注者と受託者のいずれが手配するかが不明確になっています。	御意見を踏まえ、以下のように調達仕様書の記載を変更します。 5 設備納入及び設置場所 「受託者は、廃棄設備（予備部品・消耗品(以下「消耗材等」という。))・・・・」 13(1)貸与物品等 ①また、上記6(3)に掲げる運転業務に係る消耗材等に関しては、受託者が運転開始時に1年分を納入するものとし、・・・
9	業務委託仕様書	3	6(4)② 技術事項の検討 (日中専門家会合等を含む。)	想定される作業ボリュームを明示することで、入札条件を明確化していただきたくお願いいたします。 (代替案) 追記：支援業務は**人×実働日を織り込むこと。	支援業務に関して検討の量や配置する要員の人数などの作業ボリュームが提示されておりません。	御意見を踏まえ、6(4)②技術事項の検討（日中専門家会合等を含む。）に以下のように追記し、調達仕様書の記載を変更します。 ・なお、上記の支援業務として、専門家5名（中国語翻訳・通訳を含む。）×延べ100日間）を見込むこと。
10	業務委託仕様書	3	7(1) 別途発注業務 (記述) 廃棄設備における受入開梱設備及び受入開梱作業	以下の記載が明確であると考えます。 (修正案) 廃棄設備における受入開梱設備の建設及び維持管理、並びに受入開梱作業	受入開梱設備の建設と維持管理は別途発注と考えます。	御意見を踏まえ、7(1)別途発注業務に以下のように追記し、調達仕様書の記載を変更します。 廃棄設備における受入開梱設備の建設及び維持管理並びに受入開梱作業
11	業務委託仕様書	3	7(2) 受託者の対象外業務	受託者の対象外業務として明記していただきたくお願い致します。 (代替案) 追記：廃棄設備棟は冷暖房設備、耐爆壁、扉（耐爆及び気密）の機能を有し、それらの設備に関しては受託者の対象外業務とする。	技術仕様書3詳細設計条件では、建屋の室内空気気温等に関する条件が提示されています。これらの条件を満たすのに必要となる冷暖房や耐爆、気密に関する設備は廃棄設備棟の建設工事業者が実施することが合理的です。	技術仕様書第2編 において以下の項目を記載しています。 3(11)④ 3(12)③ 3(19) 調達仕様書の記載どおりとします。
12	業務委託仕様書	3	7(2) 受託者の対象外業務	入札条件をより明確化するためにも、以下の記載を追加することが望ましいと考えます。 (追記) ・処理作業場内の設備基礎 ・防火堤の設置 ・化学兵器仮置場の設置 ・廃棄物仮置場の設置	廃棄設備棟に関しては、別途発注業務とされています。	御意見を踏まえ、7(2)受託者の対象外業務に以下のように追記し、調達仕様書の記載を変更します。 ・処理作業場内の設備基礎 ・防火堤の設置 ・化学兵器仮置場の設置 ・廃棄物仮置場の設置
13	業務委託仕様書	3	7(2) 受託者の対象外業務	以下のように修正をお願いします。 (追記案) ・処理作業場周辺の住民対策	廃棄設備を設置や処理業務を実施することに関する、周辺住民への説明などは受託者の対象外業務と認識しています。	御意見を踏まえ、7(2)受託者の対象外業務に以下のように追記し、調達仕様書の記載を変更します。 ・処理作業場周辺の住民説明
14	業務委託仕様書	4	9(3) 関係諸官庁への許認可手続き (記述) 輸出貿易管理令別表第一及び外国為替令別表の規定に基づき貨物又は技術を定める省令(平成3年通商産業省令第49号)	以下のように修正をお願いします。 (修正案) 輸出貿易管理令別表第一及び外国為替令別表の規定に基づき貨物又は技術を定める省令(平成3年10月14日通商産業省令第49号)	「平成3年通商産業省令第49号」は「平成3年10月14日通商産業省令第49号」との記載がより適切ではないかと考えます。	法令、政令及び省令の記載要領は年号のみとなりますので、調達仕様書の記載どおりとします。
15	業務委託仕様書	4	9(3) 関係諸官庁への許認可手続き (記述) 大量破壊兵器等及び通常兵器に係る補完的輸出規制に関する輸出手続き等について(平成24年4月2日貿易局第1号)	以下のように修正をお願いします。 (修正案) 大量破壊兵器等及び通常兵器に係る補完的輸出規制に関する輸出手続き等について(平成24年3月23日貿易局第1号)	「平成24年4月2日貿易局第1号」は「平成24年3月23日貿易局第1号」との記載がより適切ではないかと考えます。	調達令が制定された日付を記載します。御意見を踏まえ、以下のように調達仕様書の記載を変更します。 大量破壊兵器等及び通常兵器に係る補完的輸出規制に関する輸出手続き等について(貿易局第1号(平成24年3月23日))

番号	仕様書	頁	項目	意見	理由	回答
16	業務委託仕様書	5	9(4) 中国国家規範・基準	両用技術輸出入許可の手續きに関する規定がございませんので、追記していただきたくお願いいたします。 (代替案) 追記：両用技術輸出入許可が必要となる場合、内閣府は輸送開始前までに手續き申請・許可取得を行う。受託者は申請に必要となる情報（バックリングリスト等）を内閣府へ提供すること。	中国には、両用物質と呼ばれる、核・武器・化学物質に関する中国版輸入許可証・輸出許可証に関する規程がございます。弊社が実施した中国遺棄化学兵器処理の別案件において、設備の日本への持ち帰り時に、中国当局から両用技術輸出入許可の取得が求められました。	御意見を踏まえ、9(4) 中国国家規範・基準に以下のように追記し、調達仕様書の記載を変更します。「両用技術輸出入許可が必要となる場合、内閣府は輸送開始前までに手續き申請・許可取得を行う。受託者は申請に必要となる情報（バックリングリスト等）を内閣府へ提供すること。」
17	業務委託仕様書	5	9(4) 中国国家規範・基準 (記述) 廃棄設備は、国際的な基準及び規格又はそれと同等の基準及び規格により設計・製作のこと	CCC認証の有無により設備の価格が変更になるため、入札条件を明確化するためにもCCC認証が必要か否かを明記することが望ましいと考えます。 (追記案) 案1 廃棄設備及び構成部品については、CCC認証の取得は不要とする。 案2 廃棄設備及び構成部品については、CCC認証を取得するものとする。	一般的に、電線ケーブル類などを中国へ輸入する際は「強制的製品認証管理規定(CCC)」の認証を取得する必要があります。一方で業務委託仕様書7で、設備は解体後、日本に輸送することが示唆されており、CCC認証では「一時的に輸入され、後日返却される製品(展示品を含む。)」は認証を免除されるケースがあります。	9(4) 中国国家規範・基準にあるとおりCCC認証に関しては、中国法規等に従うものとします。調達仕様書の記載とおりとします。
18	業務委託仕様書	5	9(4) 中国国家規範・基準 (記述) 本業務は、原則として中国の法令に準拠して行うこと。(中略) 上記のほか、日中両政府間における確認書(移動式処理事業の実施に係る枠組みについて)に準ずるものとする。	現在の仕様書案では、確認書と中国の法令の優先順位が不明確なため、入札条件をより公平にするためにも優先順位に関する記載を追加したほうが望ましいと考えます。 (修正案) 本業務は、日中両政府間における確認書(移動式処理事業の実施に係る枠組みについて)に準じて実施するものとし、確認書に規程のない事項については中国の法令に準拠して行うこと。	中国の法令と、日中両政府間における確認書(移動式処理事業の実施に係る枠組みについて)が異なる規程を定めている場合、確認書の内容が優先されるものと推察されます。例えば、確認書では「中国側は、日本の認証機関により認証された日本側作業員の機械の据付、保管及び処理運転並びに爆破取り扱いの資格を承認する。日本側の作業員は、中国側に承認された資格により、中国側における同等の資格を改めて取得することなく作業に従事することができる」「日本側は、(中略) 現地法人を設置する必要がない」といった日本側参画企業に対する配慮の取り決めがなされています。	御意見を踏まえ、9(4) 中国国家規範・基準の記載を以下のように変更します。本業務は、日中両政府間における確認書(移動式処理事業の実施に係る枠組みについて)に準じて実施するものとし、確認書に規程のない事項については中国の法令に準拠して行うこと。
19	業務委託仕様書	8	12 品質管理 瑕疵担保期間は運転開始日から5年間とする。	瑕疵担保期間の記載を修正することが望ましいと考えます。 (修正案) 瑕疵担保期間は運転開始日から1年間とする。ただし、その瑕疵が受注者の故意又は重大な過失により生じた場合には、請求を行うことのできる期間は5年とする。	公共工事標準請負契約約款(平成22年7月26日中央建設業審議会決定)では設置工事の瑕疵担保期間は1年間として定められています。また、「発注者・受注者間における建設業法令順守ガイドライン(平成23年8月国土交通省 土地・建設産業局建設業課)では、受注者に過度な義務や負担を課す片務的な内容による契約を行わないことが必要とされており、片務的な契約の一例として「民法(明治29年法律第89号)や住宅の品質確保の促進等に関する法律(平成11年法律第81号)に定める期間を大幅に超えて、長期間の瑕疵担保期間を設けること」をあげています。	民法第638条「土地の工作物の請負人は其工作物又は地盤の瑕疵に付ては引渡の後5年間其担保の責に任ず」により、本業務の瑕疵担保期間は5年が妥当と考えました。調達仕様書の記載とおりとします。
20	業務委託仕様書	9	14(1) その他の業務 (記述) 中華人民共和国政府関係機関との協議等について、受託者は、内閣府の指示により必要に応じて日中の専門家による会合への参加及び当該会合に必要な資料を作成する等を行うものとする。なお、資料の作成に関する費用は受託者の負担とする。	「受託者の負担とする」という文言は削除いただきたくお願いいたします。 (代替案) 削除：なお、資料の作成に関する費用は受託者の負担とする。	資料の作成は業務委託仕様書6の対象業務で受託者の業務として定められているため、費用を受託者の負担とする必要はありません。	協議等については、本設備に関連する業務であり、資料作成に係る費用については受託者負担とする旨明確に記載しました。調達仕様書の記載とおりとします。
21	業務委託仕様書	9	14 その他の業務 (記述) 中華人民共和国政府関係機関との協議等について、受託者は、内閣府の指示により必要に応じて日中の専門家による会合への参加及び当該会合に必要な資料を作成する等を行うものとする。	中国における政府関係機関との協議等は、受託者ではなく内閣府職員が主体となって行うことを明記する必要がありますのではないかと考えます。 (追記案) 中国における政府関係機関との協議等は、内閣府職員が主体となって行うものとする。	受託者は中国政府と契約関係がなく、また中国遺棄化学兵器処理事業に関する行政上の権限を有していません。従い、日中の専門家による会合への参加は、参加主体である内閣府の指揮命令下で行うものであると理解しています。	受託者は指示を受けないで会合への参加や資料作成は行うことはありません。調達仕様書の記載とおりとします。

番号	仕様書	頁	項目	意見	理由	回答
22	業務委託仕様書	10	15(6) その他の留意事項 (記述) 据付・組み立てに係る工事保険及び第三者賠償責任保険は強制で付保するものとし、その費用は受託者の負担とする。	本業務のように大規模な据付・組立工事では、事故に伴う損害を発注者と請負者間の負担の問題として処理するよりも、保険によって填補することが合理的であることから、保険の付保が強制されているものと思料いたします。 当該保険料のように、受託者が義務的に負担しなければならない経費は、建設業法19条の3に規定する「通常必要と認められる原価」に該当し、「その費用は受託者の負担とする」とされた場合、建設業法に定める「不当に低い請負代金の禁止」に抵触する可能性があるため、発注者の負担とすることが必要と存じます。 (修正案) 据付・組立工事に係る工事保険及び第三者賠償責任保険は強制で付保するものとし、その費用は発注者の負担とする。	建設業法 第十九条の三（不当に低い請負代金の禁止） 注文者は、自己の取引上の地位を不当に利用して、その注文した建設工事を施工するために通常必要と認められる原価に満たない金額を請負代金の額とする請負契約を締結してはならない、としています。	受託者は業務で必要な工事保険及び第三者賠償責任保険等の費用は「通常必要と認められる原価」として見積りに含め、その費用は受託者の負担とする、としました。調達仕様書の記載どおりとします。
23	業務委託仕様書	10	15(7) その他の留意事項 (記述) 受託者は、上記6に記載された内容について、原則として再委託せず実施すること。なお、業務の根幹に関わらない印刷製本、物品の調達、通訳・翻訳などの軽微なものは除く。ただし、これらの業務を外部に発注する場合は、競争原理を導入して経費支出の軽減を図るものとする。再委託をする場合には理由を付して事前に申請すること。	業務委託仕様書6に記載の対象業務を、1社で全て実施することは困難であり、特に6(2)の据付・組立工事に関しては、工事の専門業者を活用することが合理的です。契約形態として以下のア、イが考えられます。 ア) 運転等業者と工事の専門業者と参加グループを構成し、業務を実施する。 イ) 運転等業者と工事の専門業者へ再委託を行い、業務を実施する。 業務委託仕様書15(7)で再委託が原則として禁止されているため、イ)は選択できない条件となっているが、(右欄の理由により)再委託を認めることを御検討していただきたい。 (修正案) 受託者は、上記6に記載された内容について、原則として再委託せず実施すること。なお、業務の根幹に関わらない印刷製本、物品の調達、通訳・翻訳などの軽微なものと(2)廃棄設備の現地据付・組立業務は除く。ただし、これらの業務を外部に発注する場合は、競争原理を導入して経費支出の軽減を図るものとする。再委託をする場合には理由を付して事前に申請すること。	<再委託が必要な理由> 据付・組立工事は、平成31年8月から12月までの約4か月での実施が想定*されており、廃棄設備の規模から判断すると非常に短期間の工期です。ア)の契約形態の場合、一般的に責任区分や指揮命令系統が不明確になりやすく、スケジュール管理が困難なため本件のように短納期での工事には馴染まないことが懸念されます。イ)の契約形態の場合、責任区分と指揮命令系統が明確であり、スケジュール管理が容易になります。そのため、短期間での工事が条件とされている本契約に、より則した契約形態にすべきです。 *業務委託仕様書4にて、輸送完了は平成31年(2019)年7月31日のため、据付工事は8月以降に実施。また、中国ハルハ爾において12月以降は最高気温が0℃以下になるため工事実施は困難と判断いたしました。	本業務については「公共調達の適正化について」(財計第2017号(平成18年8月25日))を踏まえ業務の全部又は主要部分を第三者に再委託させることを原則として禁止しているが、このことは受託者の管理の下、他企業に業務の一部を実施させることを禁止しているものではなく、合理的な範囲であれば認められます。 御意見を踏まえて検討した結果、廃棄設備の現地据付・組立業務は受託者の管理の下、他企業に業務の一部を実施させることは妥当であると判断したため、15(7)の記載を以下のように変更します。 「受託者は、本業務(上記6)の全部又は主要部分を内閣府の承認なく受託者以外の第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、業務の根幹に関わらない印刷製本、リース、通訳・翻訳、会場借上などの軽微なものは除く。受託者は業務の達成のため、業務の一部を第三者に再委託することを必要とするときは、再委託の相手方、再委託を行う範囲、再委託の必要性、契約金額及び再委託の相手方に対する受託者の管理責任が明らかとなるような監理体制等について、あらかじめ内閣府に明示した上で、その承認を得なければならない。」 また、業務委託仕様書8(1)管理体制の記載を削除します。
24	業務委託仕様書	10	16(2) ①提出書類 使用言語と使用単位系 ① 内閣府及び受託者間で取り交わされる文書、提出図書等の使用言語は日本語及び中国側に提出する必要がある場合、中国語とする。	翻訳にかかる経費の算定が困難なため、中国側への対象となる図書類を明記していただきたくお願いいたします。 (代替案) 中国語訳が必要となる文書、提出図書の対象を記載する。	中国側に提出する図書は中国語訳が必要とされておりますが、中国側へ提出する文書、図書の対象について記載がございません。どの程度の中国語翻訳作業量が不明確です。	御意見を踏まえ、16(2)①提出書類 使用言語と使用単位系に以下のように追記し、調達仕様書の記載を変更します。 ①内閣府及び受託者間で取り交わされる文書、提出図書等の使用言語は日本語及び中国側に提出する必要がある場合、中国語とし、その対象は全体の三分の一程度とする。
25	業務委託仕様書	10	16(2)③ 提出書類 使用言語と使用単位系 ③ 提出図書類のうち、図面類の表示は英語とし、モニタ画面及びディスプレイの表示も英語とする。	図面類は日本語又は英語とさせて頂きたくお願い致します。 (代替案) 修正：提出図書のうち、図面類の表示とモニタ画面及びディスプレイの表示は日本語又は英語とする。	図面類は日本側と中国側が使用するものとなり、表示は英語とする必要がないと考えます。	図面類は日本側と中国側が使用するため、表示は英語とします。調達仕様書の記載どおりとします。

番号	仕様書	頁	項目	意見	理由	回答
26	業務委託仕様書	11	16(3)② 提出書類の作成方法 (記述) iii) 図表：Microsoft Excel(拡張子は、xls) iv) 工程表：Microsoft Excel(拡張子は、xls)	以下のとおり修正をお願いします。 (修正案) iii) 図表：Microsoft Excel(拡張子は、xls又はxlsx) iv) 工程表：Microsoft Excel(拡張子は、xls又はxlsx)	Excel2007以降のソフトウェアでは、拡張子が、xlsxとされています。図表と工程表についても、xlsxの利用を認めていただきたい。	御意見を踏まえ、調達仕様書の記載を変更します。
27	業務委託仕様書	12	16表1 提出書類 提出書類一覧表	以下のとおり修正をお願いします。 (修正案) ・No.23及び24の図書を「据付・組立」に分類する。 ・No.37及び38の図書を「運転」に分類する。	No.23及び24の図書が「技術」に分類されていますが、図書の内容的に「据付・組立」に分類することがより適切であると考えます。 No.37及び38の図書が「据付・組立」に分類されていますが、図書の内容的に「運転」に分類することがより適切であると考えます。	御意見を踏まえ、以下のとおり調達仕様書の記載を変更します。 据付・組立計画書及び据付・組立要領書を「据付・組立」に分類し、廃棄運転実施計画書及び廃棄運転実施報告書を「運転」に分類します。 据付・組立業務仕様書の1 対象業務内容にある「ハルハ嶺における遺棄化学兵器廃棄処理事業の化学兵器廃棄設備に係る技術仕様書において設備受託者が提出を義務付けられている」を削除し、「本業務は据付・組立計画書及び据付・組立要領書に基づき、・・・」とします。
28	業務委託仕様書	12	16表1 提出書類一覧表 (記述) 提出書類名称：要求性能を満たしていることを証明する書類 提出期限：契約後2か月以内	提出期限は「試運転完了後2か月以内」とするのが適切と見做され、以下のとおり修正をお願いします。 (修正案) 提出書類名称：要求性能を満たしていることを証明する書類 提出期限：試運転完了後2か月以内	要求性能は、中国ハルハ嶺における試運転により確認するものと推察され、契約後2か月以内では、試運転は実施できないと推察します。	発注者としては、効率的に業務を行うため、受託者が設計を開始する前に、いかなる方途で要求性能を満足させるか確認できる資料を求めています。御意見を踏まえ、以下のように調達仕様書の記載を変更します(提出期限は契約後2か月以内のままとします)。 提出書類名称：No6「要求性能を満足させるための方途について検討した資料」 なお、試運転を行い要求性能を満たすことを確認するため、提出書類No33「性能検査試験結果報告書」(提出期限は別途協議)を提出していただきます。
29	業務委託仕様書	12	16表1 提出書類一覧表 (記述) 提出書類名称：本設備の諸元表、本設備のフローシート 提出期限：契約後速やかに	「内閣府と受託者が別途協議して決定する」への変更が適切ではないかと考えます。以下のとおり修正をお願いします。 (修正案) 提出書類名称：本設備の諸元表、本設備のフローシート 提出期限：内閣府と受託者が別途協議して決定する。	廃棄設備の設計には一定期間を要するため、契約後速やかに諸元表及びフローシートを提出することは困難です。	御意見を踏まえ、調達仕様書の記載を変更します。
30	業務委託仕様書 添付資料①物品管理業務の実施要件	1	物品管理業務の実施要件 2(1) 管理対象 (記述) ①処理運転等に供する本設備等及び本追加設備、消耗剤等・交換部品等	以下のとおり修正をお願いします。 (修正案) 処理運転等に供する廃棄設備、消耗剤等・交換部品等	「本設備及び本追加設備」は「廃棄設備」の誤記ではないでしょうか。また、「消耗剤等」は「消耗材等」の誤記ではないでしょうか。	御意見を踏まえ、調達仕様書の記載を変更します。
31	技術仕様書 第1編 基本編	1	1 廃棄設備の概要	総称として、化学兵器廃棄設備棟としていただけないでしょうか。また、安全距離を考慮し、分析設備、運転制御設備、資材置き場、事務室、トイレ、会議室、更衣室は別建屋(処理運転棟)とさせていただきます(図1-2も同様)。もしくは、「基本構成は例示し要求性能を満たすことを条件に発注者と受託者で協議し、設備の構成は変更し得るものとする」という文言を追加していただけないでしょうか。 (代替案) 案1：(11)化学兵器廃棄設備棟 (12)処理運転棟 案2：基本構成は例示し要求性能を満たすことを条件に発注者と受託者で協議し、設備の構成は変更し得るものとする。	制御爆破方式では、(11)～(13)の区分けは必要ございません。	御意見を踏まえ、以下のように調達仕様書の記載を追記します。 1 廃棄設備の概要において「図1-1、図1-2に示す基本構成は例示とし、発注者と受託者で協議により設備の構成及び配置は変更し得るものとする。」

番号	仕様書	頁	項目	意見	理由	回答
32	技術仕様書 第1編 基本編	1	1 廃棄設備の概要 図1-2 廃棄設備（制御爆破方式の場合）の基本構成	設置場所は別途協議とさせていただけないでしょうか。 (代替案) 追記：基本構成は例示とし要求性能を満たすことを条件に発注者と受託者で協議し、設備の構成は変更し得るものとする。	図1-2を見ると、モニタリング室が排ガス処理室の一部となっていますが、モニタリング室は排ガス処理室の外に設置することが合理的です。	御意見を踏まえ、以下のように調達仕様書の記載を追記します。 「1 廃棄設備の概要において「図1-1、図1-2に示す基本構成は例示とし、発注者と受託者で協議により設備の構成及び配置は変更し得るものとする。」
33	技術仕様書 第1編 基本編	1	1 廃棄設備の概要 図1-2 廃棄設備（制御爆破方式の場合）の基本構成	仕切りは設けないこととさせていただきたくお願いいたします。 (代替案) 削除：図1-2の爆破炉と廃棄物の間にある仕切り	爆破処理負圧室（爆破炉と廃棄物の間）に仕切りが設けられていますが、制御爆破方式では必要ありません。	御意見を踏まえ、以下のように調達仕様書の記載を追記します。 「1 廃棄設備の概要において「図1-1、図1-2に示す基本構成は例示とし、発注者と受託者で協議により設備の構成及び配置は変更し得るものとする。」
34	技術仕様書 第1編 基本編	3	2(2) 要求性能事項 廃棄処理能力 表1-2 廃棄処理能力（制御爆破方式）	信管付砲弾の処理数量に関する規程を追記してください。 (代替案) 追記：ただし、信管付砲弾については1発/日/基とする。	化学兵器の中には、信管が取り付けられたまま遺棄された化学砲弾（信管付砲弾）が存在します。信管付砲弾は爆破の危険性が非常に高く、ハンドリングに慎重な対応が求められることから1発/日/基の処理が限界となります。	御意見を踏まえ、以下のように調達仕様書の記載を追記します。 （表-1、表1-2の注釈に）信管付砲弾を処理する場合は別途協議する。
35	技術仕様書 第1編 基本編	5	2(4)① 要求性能事項 耐圧・耐久性性能 (記述) 爆破炉本体にひび、割れがなく・・・	具体的な基準を記載いただけないでしょうか。 (代替案) ひび、割れの具体的な基準を記載いただく。	制御爆破では爆破処理の性質上、チャンパーに打痕などが生じます。「ひび、割れ」に打痕などが含まれるかが不明確です。	機能を維持して使用できる打痕であるか否かを受託者が判断し、内閣府と協議するものと考えます。 調達仕様書の記載どおりとします。
36	技術仕様書 第1編 基本編	5	2(4)① 要求性能事項 耐圧・耐久性性能	入札条件が不明確なため、追記をお願いします。 (代替案) 追記：なお、爆破炉は中国における「ボイラー圧力容器製造監督管理法」の適用は受けないものとする。また、爆破炉のインナーライナーは90mmあか弾9,000発(500回)相当以上の廃棄処理に耐えられるものとする。	制御爆破では内筒と呼ばれるインナーライナーが存在します。インナーライナーは爆破による設備寿命に密接に関係する設備ですが、インナーライナーの耐久性性能についての記述がありません。	御意見を踏まえ、以下のように調達仕様書の記載を追加します。 「爆破炉のインナーライナーがある場合は、90mmあか弾9,000発(500回)相当以上の廃棄処理に耐えられるものとする。」
37	技術仕様書 第1編 基本編	5	2(4)③ 要求性能事項 耐圧・耐久性性能 (記述) 爆破処理工程設備及び排ガス処理工程設備の消耗材は運転に支障を生じることなく交換が可能であること。	判断基準を記載をお願いします（1年毎の設備総合点検整備の内容検討に必要なため）。 (代替案) 別紙第3に「運転に支障を生じることなく」の判断基準を追記する。	「運転に支障を生じることなく」の内容が不明確です。	保守管理業務として定期点検又は総合点検・整備（総合点検を実施する場合は1回程度/年とする）を規定しています。例として、定期点検・整備や総合点検において消耗材などの交換が可能であれば、「運転に支障を生じることなく」を満足するものと考えます。 調達仕様書の記載どおりとします。
38	技術仕様書 第1編 基本編	6	2(5)2 要求性能事項 環境に対する要求性能 敷地協会における騒音 (記述) 敷地境界における騒音は、・・・	敷地境界を示していただけないでしょうか。 (代替案) 追記：敷地境界とは**の地点をいう。	敷地境界の場所が不明確です。	御意見を踏まえ、以下のように調達仕様書の記載を追記します。 「なお、敷地境界とは管理用道路の外側にあるフェンスのことである。」
39	技術仕様書 第1編 基本編	7	4(2) 基本設計条件 (記述) トレーラ等に搭載可能なユニット化を行い、中国国内輸送及びハルバ嶺の追加廃棄設備設置場所における据付・組立ができること。	中国国内輸送が可能なサイズとさせていただきたくお願いいたします。 (代替案) 修正：中国国内輸送が可能なサイズとし、ハルバ嶺の追加廃棄設備設置場所における据付・組立ができること。	一部機器についてはユニット化をせずに輸送することが合理的のため、ユニット化に言及する必要はないと考えます。	御意見を踏まえ、以下のように調達仕様書の記載を変更します。 中国国内輸送が可能なサイズとし、ハルバ嶺の追加廃棄設備設置場所における据付・組立ができること。
40	技術仕様書 第1編 基本編	7	4(8) 基本設計条件 (記述) 排ガス処理設備は負圧管理し、化学剤及び砒素化合物粉じんの閉じ込め対策を施した室内に設置すること。	以下のとおり変更をお願いします。 (代替案) 削除：排ガス処理設備は負圧管理し、化学剤及び砒素化合物粉じんの閉じ込め対策を施した室内に設置すること。	制御爆破方式では、排ガス処理室は汚染管理区域とはいたしません（ハルバ嶺試験廃棄設備と同様に系内で閉じ込める設計と致します）。	御意見を踏まえ、以下のように調達仕様書の記載を変更します。 「加熱爆破方式の場合、排ガス処理設備は負圧管理し、化学剤及び砒素化合物粉じんの閉じ込め対策を施した室内に設置すること。」

番号	仕様書	頁	項目	意見	理由	回答
41	技術仕様書 第2編 詳細編	8	1(1) 廃棄設備の各工程機能 受入設備 (記述) 発掘回収地域又は砲弾保管庫から搬入されてくる処理対象物の受渡し及び一時保管は、別途発注業務とする。	一時保管の考え方について記載を追記していただけないでしょうか。 (代替案) 一時保管の考え方について記載を追記。	弊社が実施した今までの中国遺棄化学兵器処理作業では、処理設備エリアでの化学砲弾の一時保管は実施しておらず、処理ごとに砲弾の受け渡しを実施してあります。一時保管が許容される場合、受け渡し時間に左右されず処理作業が可能となり、化学砲弾の処理時間が大きく変動します。	限られた敷地条件の中に廃棄設備棟を配置する必要があります。「火薬、爆薬、弾薬、信管及び火工品工場設計安全規範」により、処理対象物の臨時保管量が定められていますので、別建屋として受入棟が必要です。調達仕様書の記載とおりとします。
42	技術仕様書 第2編 詳細編	8	1(2) 開梱設備	当該砲弾等を格納した密封金属容器をそのまま仮保管できる「耐爆隔離チャンパー」を備えることを提案します。 (追記案) なお二重の安全対策として、耐爆隔離容器を備える。	砲弾等に化学剤漏洩が検知された場合の二重の安全対策が必要と料します。	受託者は漏洩が検知されない処理対象物を受け取り、爆破処理を行うこととなります。調達仕様書の記載とおりとします。
43	技術仕様書 第2編 詳細編	8	1(3)⑥ 廃棄設備の各工程機能 爆破処理設備 (記述) スクラップ室に少なくとも・・・	制御爆破方式にはスクラップ室がないため、削除をお願いします。もしくは「基本構成は例示とし、要求性能を満たすことを条件に発注者と受託者で協議し、設備の構成は変更し得るものとする」という文言を追加していただけないでしょうか。 (代替案) 案1 スクラップ室の文言を削除 案2 追記：基本構成は例示とし、要求性能を満たすことを条件に発注者と受託者で協議し、設備の構成は変更し得るものとする。	制御爆破方式では、スクラップ室は存在しません。	爆破方式の特徴に合わせて、以下のように調達仕様書の記載を変更します。 1(3)⑥「加熱爆破方式の場合、スクラップ室に少なくとも・・・」
44	技術仕様書 第2編 詳細編	8	1(4)① 廃棄設備の各工程機能 排ガス処理設備 (記述)・・・二次燃焼炉において分解する。	制御爆破方式では、二次燃焼炉を使用しないため、削除をお願いします。もしくは「基本構成は例示とし、要求性能を満たすことを条件に発注者と受託者で協議し、設備の構成は変更し得るものとする」という文言を追加していただけないでしょうか。 (代替案) 案1 二次燃焼炉の文言を削除 案2 追記：基本構成は例示とし、要求性能を満たすことを条件に発注者と受託者で協議し、設備の構成は変更し得るものとする。	制御爆破方式では、二次燃焼炉を使用しません。	爆破方式の特徴に合わせて、以下のように調達仕様書の記載を変更します。「二次燃焼炉」を「二次燃焼炉又はオキシダイザ」
45	技術仕様書 第2編 詳細編	9	1(6) 爆破処理負圧室・排ガス処理室及び化学兵器受入棟	制御爆破方式では、化学兵器受入棟は廃棄設備棟の中に含まれますので、受入開梱室とさせていただきます。もしくは「基本構成は例示とし、要求性能を満たすことを条件に発注者と受託者で協議し、設備の構成は変更し得るものとする」という文言を追加していただけないでしょうか。 (代替案) 案1 爆破処理負圧室・排ガス処理室及び受入開梱室という文言に修正 案2 追記：基本構成は例示とし、要求性能を満たすことを条件に発注者と受託者で協議し、設備の構成は変更し得るものとする。	「化学兵器受入棟30m×34m、化学兵器廃棄設備棟48m×70m」と分かれて記載されていますが、制御爆破方式では、化学兵器受入棟と化学兵器廃棄設備棟に分ける必要はございません。	限られた敷地条件の中に廃棄設備棟を配置する必要があります。「火薬、爆薬、弾薬、信管及び火工品工場設計安全規範」により、処理対象物の臨時保管量が定められていますので、別建屋として受入棟が必要です。調達仕様書の記載とおりとします。
46	技術仕様書 第2編 詳細編	10	1(7) 廃棄設備の各工程機能 分析設備 (記述) なお、測定頻度を1日2回又は作業状況に対応した頻度として定めている	1回/1シフトに測定をするという理解で宜しいでしょうか。 (代替案) 修正：なお、測定頻度を1日2回(1シフトにつき1回)又は作業状況に対応した頻度として定めている	測定頻度が1日2回となっております。	シフト数にかかわらず1日2回の測定としています。調達仕様書の記載とおりとします。
47	技術仕様書 第2編 詳細編	14	1(8) 廃棄設備の各工程機能 除染設備 (記述) スクラップドラム缶は汚染が検知された場合は携帯検知器で汚染箇所を特定し、ウェスで拭き取り、除染する。	スクラップドラム缶に限定せず、廃棄物容器と記載したほうがより適切ではないでしょうか。 (代替案) 修正：廃棄物容器は汚染が検知された場合は携帯検知器で汚染箇所を特定し、ウェスで拭き取り、除染する。	除染対象としてスクラップドラム缶のみに限定されている記載となっております。	御意見を踏まえ、以下のように調達仕様書の記載を変更します。 1-(8) 廃棄設備の各工程機能 除染設備の「スクラップドラム缶」を「廃棄物容器」

番号	仕様書	頁	項目	意見	理由	回答
48	技術仕様書 第2編 詳細編	15	1(9)④iii) f) 爆破炉 本体の振動	「音」への変更又は「音」の追加を お願いいたします。 (追加案) 「爆破炉本体の振動又は音」	加熱爆破炉の場合、通常、音で異常を 監視しています。	御意見を踏まえ、以下のように調 達仕様書の記載を変更します。 「爆破炉本体の振動及び必要応じ て音」
49	技術仕様書 第2編 詳細編	15	1(9)④iii) g) 二次燃焼 炉内部の・・・	二次燃焼状況を常時記録する目的で あれば、二次燃焼炉を出たガスの酸 素濃度及び流量を測ることで代替さ せていただければ幸いです。 (代替案) 二次燃焼炉内部の温度及び圧力、お よび二次燃焼炉を出たガスの酸素濃 度及び流量	二次燃焼炉内部の酸素濃度及びガス流 量を測ることは至難です。	御意見を踏まえ、以下のように調 達仕様書の記載を変更します。 「二次燃焼炉内部の温度及び圧力 並びに二次燃焼炉を出たガスの酸 素濃度及び流量」
50	技術仕様書 第2編 詳細編	15	1(9)④iii) g) 廃棄設備 の核工程機能 運転制 御設備 爆破処理工程 設備 (記述) g) 二次燃焼炉内 部の温度、圧力、酸素 濃度及びガス流量	制御爆破方式では二次燃焼炉を使用 しないため、文言を削除をお願いし ます。 (代替案) 削除：g) 二次燃焼炉内部の温度、圧 力、酸素濃度及びガス流量	制御爆破方式では二次燃焼炉を使用い たしません。	御意見を踏まえ、爆破方式の特徴 に合わせて、以下のように調達仕 様書の記載を変更します。「加熱 爆破方式の場合、二次燃焼炉内部 の温度、圧力並びに二次燃焼炉を 出たガスの酸素濃度及びガス流 量」
51	技術仕様書 第2編 詳細編	15	1(10)④廃棄設備の各 工程機能 用役設備 (記述) ④ 燃料タンク、 燃料供給設備	本記載は非常用発電機用の設備と理 解いたしました。その理解で宜し いでしょうか。 (代替案) 修正：非常用発電機用燃料タンク及 び燃料供給設備	電力は受託者の対象外業務となってい ます。	他の方式では燃料タンク、燃料供 給設備が必要ですが、制御爆破方 式では設置する必要はありません。 御意見を踏まえ、以下のように調 達仕様書の記載を変更します。 ④ 燃料タンク、燃料供給設備 (加 熱爆破方式の場合)
52	技術仕様書 第2編 詳細編	20	3(7)②詳細設計条件 安全距離の確保 (記述) 処理作業場にお いて・・・化学兵器受入 棟で行う。	制御爆破方式は、化学兵器受入棟は 化学兵器廃棄設備棟の中に含まれ ますので、総称として、「化学兵器廃 棄設備棟」としていただけないで しょうか。 (代替案) 修正：処理作業場において、遺棄化 学兵器を取り扱う受入工程、開梱工 程、・・・図2-1に示す化学兵器廃 棄設備棟に配置する。	「化学兵器受入棟30m×34m、化学 兵器廃棄設備棟48m×70m」と分 かれて記載されていますが、制御爆 破方式では、化学兵器受入棟と化 学兵器廃棄設備棟に分ける必要は ございません。	限られた敷地条件の中に廃棄設備 棟を配置する必要があります。 「火薬、爆薬、弾薬、信管及び火 工品工場設計安全規範」により、 処理対象物の臨時保管量が定めら れていますので、別建屋として受 入棟が必要です。 調達仕様書の記載とおりとしま す。
53	技術仕様書 第2編 詳細編	20	3(7)② 詳細設計条件 安全距離の確保 (記述) 処理作業場にお いて・・・図2-1に示す 化学兵器廃棄設備棟に 配置する。	安全距離を考慮すると別建屋と することを検討しているため、別途 設置する処理運転棟にこれらの施設 を配置することを許容いただけない でしょうか。 (代替案) 修正：分析設備、運転制御設備、資 材仮置場、事務室、トイレ、会議 室、更衣室の設置場所について別 内閣府と協議する。	現在の記載では、化学兵器廃棄設備 棟に分析設備、運転制御設備、資 材仮置場、事務室、トイレ、会議 室を設置することを限定する記載に なっております。	御意見を踏まえ、以下のように調 達仕様書の記載を追記します。 第1編1 廃棄設備の概要において 「図1-1、図1-2に示す基本構成 は例示とし、発注者と受託者で協 議により設備の構成及び配置は変 更し得るものとする。」
54	技術仕様書 第2編 詳細編	22	3(11) 詳細設計条件 爆破処理負圧室	受入工程設備、開梱工程設備は爆破 処理負圧室内に密閉収納する必要は ございませんでしょうか。 (代替案) 追記：受入工程設備、開梱工程設 備、爆破処理工程設備の全部は爆 破処理負圧室内に密閉収納し、処理 系の排ガスに含まれる化学剤、微 粒子の外気への漏洩を防止する。	試験廃棄の設備は、受入工程設備、 開梱工程設備は爆破処理負圧室内 に密閉収納することになっていま したが、本仕様書では特に記載が ありません。	第2編3(19) 換気空調に記載して います。 調達仕様書の記載とおりとしま す。
55	技術仕様書 第2編 詳細編	22	3(11)②vii) 詳細設計 条件 爆破処理負圧室 (記述) ②構造 vii) 構造物は、中国の 建築基準関連法規に基づ く仕様とすること。	受注者の範囲外と推察されるため、 文言を削除していただきたく、お願 いいたします。 (代替案) 削除：vii) 構造物は、中国の建築 基準関連法規に基づく仕様とす ること。	構造物は別途発注する建屋施工者 の所掌であり、受注者の範囲外と 推察されます。	発注段階では受託者の範囲となる 構造物が全くないとは確認でき ません。 調達仕様書の記載とおりとしま す。

番号	仕様書	頁	項目	意見	理由	回答
56	技術仕様書 第2編 詳細編	22	3(11)③ i) b) 詳細設計条件 爆破処理負圧室 (記述) ③エアロック i) エアロックの区画構成 b) スクラップ室	スクラップ室は制御爆破方式には必要ないため、削除していただけないでしょうか。 (代替案) 修正: b) 除染室、開梱室	スクラップ室は制御爆破方式には必要ありません。	御意見を踏まえ、爆破方式の特徴に合わせて以下のように調達仕様書の記載を変更します。 b) 除染室、スクラップ室(加熱爆破方式)、開梱室
57	技術仕様書 第2編 詳細編	22	3(11)③ iv) j) 詳細設計条件 爆破処理負圧室 (記述) ③エアロック iv) 除染室には以下の設備を設け、排水は廃水ビットに回収できるものとする。 j) 排水ビット	廃棄物容器に収納できる構造であれば、ビットは不要であるため、削除していただけないでしょうか。 (代替案) 削除: j) 排水ビット	排水は廃水ビットに回収となっておりますが、廃棄物容器に収納できる構造であれば、ビットは不要であると考えます。	廃棄物容器を直接廃水ビットとして使用することは問題ありません。調達仕様書の記載どおりとします。
58	技術仕様書 第2編 詳細編	22	3(11)③ iv) f)~h) 詳細設計条件 爆破処理負圧室 (記述) ③エアロック iv) 除染室には以下の設備を設け・・・	以下の記載を削除して頂けないでしょうか。 (代替案) 削除: f) コンプレッサ g) 集じん装置 h) 除染設備制御盤	除染室に設置する設備で、f)~h)等は詳細を記載する必要はなく、受託者で設備構成を検討することが合理的であると思われます。	記載している設備は、化学兵器廃棄設備棟では砒素粉しんに対する汚染防止対策が必要になると考えていますが、御意見を踏まえ、以下のように調達仕様書を変更します。 3(11)③ iv) 「なお、以下の設備については、内閣府と協議する」を追加する。
59	技術仕様書 第2編 詳細編	23	3(11)③ v) 詳細設計条件 爆破処理負圧室 (記述) ③エアロック v) 除染剤 a) 塩素系酸化剤 (DICS、さらし粉等) b) 過酸化物系酸化剤 (EASY DECON、又はそれと同等以上の能力を有する除染剤等) c) 有機系置換剤 (DS2又はそれと同等以上の能力を有する除染剤等)	記載がないため、追記をしていただきたくお願いいたします。 (代替案) 追記: d) 二酸化複合塩素	除染剤として主に使用する二酸化複合塩素の記載がありません。	二酸化複合塩素は塩素系酸化剤とみなせるため、調達仕様書の記載どおりとします。
60	技術仕様書 第2編 詳細編	24	3(13)④ 詳細設計条件 廃棄物の取扱い (記述) 空調運転により発生するドレン水を棟内でプロセス水として利用すること。	「可能な限り」という文言の追加をお願いします。 (代替案) 修正: 空調運転により発生するドレン水を棟内でプロセス水として可能な限り利用すること。	ドレン水の性状によってはプロセス水として利用できないことがあります。	御意見を踏まえ、以下のように調達仕様書の記載を変更します。 空調運転により発生するドレン水を棟内でプロセス水として可能な限り利用すること。
61	技術仕様書 第2編 詳細編	24	3(13)④ 詳細設計条件 廃棄物の取扱い (記述) 空調運転により発生するドレン水を棟内でプロセス水として利用すること。	以下のとおり変更をお願いします。 (代替案) 追記: 空調設備とは爆破処理負圧室と排ガス処理室の空調設備のみを指す。	空調設備とは爆破処理負圧室と排ガス処理室の空調設備のみを指しているのか、それとも化学兵器廃棄設備棟全体の空調設備を指しているのかご教示いただけないでしょうか。	技術仕様書第2編 において以下の項目を記載しています。 3(11)④ 3(12)③ 3(19) 調達仕様書の記載どおりとします。
62	技術仕様書 第2編 詳細編	26	3(20) 設備・機器設置のための条件 (記述) 固定方法は埋め込み金具を使用する。	以下のとおり変更をお願いします。 (代替案) 修正: 固定方法は埋め込み金具等を使用する。	固定方法を埋め込み金具に限定する必要はないものと考えます。	御意見を踏まえ、以下のとおり調達仕様書の記載を変更します。 「固定方法は埋め込み金具等を使用する。」
63	技術仕様書 第2編 詳細編	27	4(1) 工場内試験等 ユニット化機器作動試験 (記述) (1) ユニット化機器作動試験	本項目に単体機器の作動試験も明記する必要があるものと考えます。 (代替案) 修正: (1) ユニット化機器作動試験 (ユニット化する機器を含む。)	ユニット化を行わない機器もあります。	「ユニット化機器作動試験」とは試験の名称です。内容に単体機器の作動試験を含めることに問題はございません。調達仕様書の記載どおりとします。

番号	仕様書	頁	項目	意見	理由	回答
64	技術仕様書 第2編 詳細編	27	4(1)④ 工場内試験等 ユニット化機器作動試験 (記述)④ 計装制御品の キャリブレーション	以下のとおり変更をお願いします。 (代替案) 修正：④ 計装制御品のI/Oチェッ ク・ループチェック	機器作動確認試験では、一般的に計装 制御品はI/Oチェック・ループチェッ クを行います。キャリブレーションと は、機器単体の校正であり、メーカーが 出荷前に行う検査項目です。I/O チェック・ループチェックとは、機 器・伝送器～配線～表示部 (DCS)ま でを含む一連の検査で、ユニット機器 作動試験では本検査を実施します。	ユニット化機器作動試験の④ 計装 制御品のキャリブレーションの 内容としてI/Oチェック・ループ チェックを含めることに問題はあ りません。調達仕様書の記載とあ りいたします。
65	技術仕様書 第2編 詳細編	27	4(1)⑥工場内試験等 ユニット化機器作動試 験 (記述)⑥ その他、内閣 府が必要とする試験	試験の内容、ポリウムをご提示い ただきたくお願いいたします。 (代替案) 試験の内容、ポリウムを追記す る。	試験の内容、ポリウムが不明確な ので、費用を積算することができま せん。	御意見を踏まえ、以下のとおり調 達仕様書の記載を変更します。 4(1)⑥を削除し、4(1)の末尾に 「なお、内閣府が試験を必要とし た場合は別途協議する。」を追加 する。
66	技術仕様書 第2編 詳細編	28	4(2) 工場内試験等 総 合作動試験 (記述) 爆破炉及び排ガス 処理設備の主要な設備 を統合した状態で行う 気密試験を含む試験	工場内試験のうち総合作動試験は削 除をお願いします。 (代替案) 削除： (2) 総合作動試験 爆破炉及び排ガス処理設備の主要な 設備を統合した状態で行う気密試験 を含む試験	廃棄設備は非常に大型となることが想 定され、日本国内で主要な設備を統合 し、総合作動試験を実施するには、広 大な試験場所の確保、据付工事、解体 工事を実施する必要があります。技 術的に不可能ではないものの、要する 費用と時間が膨大になること、またハ ルハ嶺現地で試験を実施することが合 理的であると考えます。	総合作動試験の合格は廃棄設備の 引渡しを受け、リースを開始する ための前提条件です。調達仕様書 の記載とおりとします。
67	技術仕様書 第2編 詳細編	28	7 保管 (記述) 輸送する機器 は適切な養生とこん包 を行い、こん包計画リ スト(パッキングリス ト)を作成して、受託 者の責任において出荷 まで保管しておくこ と。	以下のとおり修正をお願いします。 (追記案) 業務委託仕様書5に定める設備納入 から、別途発注する輸送業者への荷 渡しまでの保管費用は、運転業務等 に付する経費として保管期間に応 じて発注者が負担するものとする。	輸送業務は別途発注とされているた め、保管費用は発注者の負担とし、期 間に応じて費用を精算することが合理 的であると思われま。入札条件をよ り公平にするためにも、出荷までの保 管費用に関する取決めを明確にするこ とが望ましいかと考えます。	御意見をふまえ、以下のように調 達仕様書の記載を追記します。 別途発注する輸送業者への荷渡し までの保管期間が変更になった場 合は、内閣府と別途協議する。
68	技術仕様書 第2編 詳細編	28	7 保管	以下のとおり修正をお願いします。 (追記案) 受託者は、廃棄設備の保管期間中は 動産総合保険を付保し、その費用は 発注者の負担とする。保険証券の写 しを内閣府へ提出すること。	保管に当たっては、火事、地震、水害 などの天災などに備え、動産総合保 険を付保することが一般的です。保険 の付保に関する条件を明確化するこ とが望ましいと考えます。	動産総合保険等への加入の判断 は、内閣府と協議の上で決定する こととし、費用は「通常必要と認 められる原価」として見積に含め るものとします。調達仕様書の記 載とおりとします。
69	化学剤連続モニタリ ング装置に関する技 術仕様書 第1編 基本編	1	2(2)③ 本装置の概要 サンプリングに必要な 資機材 (記述)③サンプリング切 替え装置	以下のとおり変更をお願いします。 (代替案) 削除：③サンプリング切替え装置	今回、要求されているモニタリング場 所は排気筒1箇所のみですので、サン プリング切替え装置は不要と考えま す。	切替え装置は複数のモニタリング の切替えではなく、1箇所のモニ タリングでも校正ガス配管との切 替えには切替え装置が必要です。 調達仕様書の記載とおりとしま す。
70	化学剤連続モニタリ ング装置に関する技 術仕様書 第1編 基本編	1	3(1) 要求性能事項 モ ニタリング対象物及び 検知感度(要求性能)	以下のとおり変更をお願いします。 (代替案) No.3のDC,DA,BDPAOを測定対象 項目から削除する。	DC,DA,BDPAO(あか剤由来物質) を測定対象としますと、あか剤が分析 可能な高額な装置(DS-1000C)を配 置する必要があります。 DC,DA,BDPAOを測定対象から削除 して頂ければ、比較的低価な装置 (NRT-DAAMS)のみで対応可能と なりますので、トータルの金額を抑え ることができます。 分析対象 分析頻度 金額 DS-1000C あか剤・きい剤 1回/約30分 高額 NRT-DAAMS きい剤 1回/約20分 低額	あか剤のモニタリングは必要なた め、調達仕様書の記載とおりとし ます。

番号	仕様書	頁	項目	意見	理由	回答
71	化学剤連続モニタリング装置に関する技術仕様書 第1編 基本編	2	3(4)③ 要求性能事項 測定頻度 (記述) 各測定対象成分を所定の感度で連続又は原則として20分に1回以上の頻度で同時に測定できること。	以下のとおり変更をお願いします。 (代替案) DC,DA,BDPAOを測定対象項目から削除頂くか、削除頂けない場合は「1時間に1回以上の頻度で同時に測定できること」に文言を修正する。	当社が過去実施した中国遺棄化学兵器処理案件ではモニタリング頻度は1時間に1回となっていました。あか剤由来物質が測定できるDS-1000Cの性質上、1回の測定に30分弱必要なので、仕様を満たそうとすると、2台入れる必要がございます。そのため、あか剤については20分に1回の測定条件を緩和いただければ、モニタリング装置の台数を減らしトータルの金額を抑えることが可能になります。もしくはあか剤由来物質を測定対象外とすると、20分に1回の分析が可能となります。 分析対象 頻度 対応機種 台数 あか剤、きい剤 1回/20分 DS-1000C 2台+予備 あか剤、きい剤 1回/1時間 DS-1000C 1台+予備 きい剤 1回/20分 NRT-DAAMS 1台+予備 きい剤 1回/1時間 NRT-DAAMS 1台+予備	試験廃棄処理の実績からも20分程度に1回の頻度での測定が可能との認識です。 調達仕様書の記載とおりとします。
72	化学剤連続モニタリング装置に関する技術仕様書 第2編 詳細編	4	1(2)① 本装置の機能と条件 化学剤連続検知装置 (記述) マスタード(HD)とルイサイト(L1)の濃度は同時に、かつ個別に測定できること。	「同時に」の文言は削除いただき、「マスタード(HD)とルイサイト(L1)、クロロアセトフェノン(CN)のうち、各処理対象物を処理する際に、モニタリングが必要となる各測定対象成分を個別に濃度を測定できること」へ変更していただきたくお願いいたします。 (代替案) 修正：マスタード(HD)とルイサイト(L1)、クロロアセトフェノン(CN)のうち、各処理対象物を処理する際に、モニタリングが必要となる各測定対象成分を個別に濃度を測定できること。	当社で仕様実績のあるモニタリング装置であるDS-1000Cは厳密に言えば、「HDとL1」又は「DC等とCN」を交互に測定しており、同時に測定しているわけではありません。	御意見を踏まえ、以下のように調達仕様書の記載を変更します。 「マスタード(HD)とルイサイト(L1)の濃度は、個別に測定できること。クロロアセトフェノン(CN)とジフェニルシアノアルシン(DC)の濃度は同時に、かつ個別に測定できること。」とします。
73	据付・組立業務仕様書	1	1 対象業務内容 (記述) 据付・組立実施計画書及び据付・組立実施要領書に基づき、・・・	図書名を統一頂きたいお願い致します。 (代替案) 修正：据付・組立計画書及び据付・組立実施要領書に基づき、・・・	提出書類一覧表には「据付・組立計画書」、「据付・組立実施要領」と記載されております。	御意見を踏まえ、以下のとおり調達仕様書の記載を変更します。 1対象業務内容において「本業務は据付・組立計画書及び据付・組立要領書に基づき、・・・」
74	据付・組立業務仕様書	2	5(1)⑩ 廃棄設備の概要	化学兵器廃棄設備棟には50トン級の天井クレーンが必要です。 (追記案) また化学兵器廃棄設備棟には50トン級天井クレーンを内閣府が設置する。	加熱爆破炉は最大40トンを超えるため、据付時に大きなクレーン能力が必要とされますが、外部から重機を持ち込むことは、据付時期における調達可能性、適切な吊位置への移動性、気象条件を含む建屋屋根工事との取合性等、多くの不確定要素があります。	御意見を踏まえ、以下のように調達仕様書を変更します。 「なお、化学兵器廃棄設備棟には内閣府が各爆破処理方式の設備重量に適合した天井クレーンを設置する。」を追記します。
75	据付・組立業務仕様書	5	9 組立工事保険 (記述) 受託者は、処理設備の据付・組立工事を着工する前に、工事保険及び第三者賠償責任保険を付保し、その費用は受託者の負担とする。保険証券の写しを内閣府へ提出すること。	費用は発注者負担ではないでしょうか。以下のとおり修正をお願いします。 (修正案) 受託者は、処理設備の据付・組立工事を着工する前に、工事保険及び第三者賠償責任保険を付保し、その費用は発注者の負担とする。保険証券の写しを内閣府へ提出すること。	業務委託仕様書15(6)と同じ理由です。	受託者は業務に必要な工事保険及び第三者賠償責任保険等の費用は「通常必要と認められる原価」として見積りに含め、その費用は受託者の負担とする、としました。調達仕様書の記載とおりとします。

番号	仕様書	頁	項目	意見	理由	回答
76	運転業務仕様書	1	2 統括管理業務 (記述)業務管理計画書を作成し、内閣府に提出する。	必要であれば提出書類一覧表に追加頂きたいとお願い致します。 (代替案) 提出書類一覧表に「業務管理計画書」を追加する。	「業務管理計画書」は提出書類一覧表に記載がありません。	御意見を踏まえ、以下のとおり調達仕様書の記載を追加します。 提出書類一覧表に「業務管理計画書」を追加
77	運転業務仕様書	2	3(1)⑦ 運転業務 廃棄 運転業務 廃棄運転実 施結果の報告 (記述) 廃棄運転日報及び廃棄 運転月報のほ か、・・・内閣府に提 出する。	図書名を統一していただきたくお願いいたします。 (代替案) 廃棄運転日報及び廃棄作業月報のほ か、・・・内閣府に提出する。	「廃棄運転日報及び廃棄運転月報のほ か、・・・内閣府に提出する。」とあ りますが、提出書類一覧表には廃棄作 業日報、廃棄作業月報と記載してお り、図書名が異なっています。	御意見を踏まえ、以下のとおり調 達仕様書の記載を変更します。 廃棄作業日報、廃棄作業月報に統 一します。
78	運転業務仕様書	3	3(2)② i) 運転業務 モニタリング業務 (記述) 廃棄設備におけ る排ガスを1時間に1回 以上の頻度で半連続的 にモニタリングを行 い、・・・	記載を統一していただきたくお願い いたします。 (代替案) 技術仕様書 (第1編 基本編) 3- (4)に記載の仕様と内容を統一す る。	化学剤連続モニタリング装置に関する 技術仕様書(第1編 基本編)3-(4) に記載の仕様と異なっています。	御意見を踏まえ、以下のとおり調 達仕様書の記載を変更します。 3(2)② i) 及び ii) を削除しま す。
79	運転業務仕様書 添付資料3 汚染防 護管理要領	1	2(3)① 作業員の汚染防 護管理 きい弾を取り 扱う管理区域 (記述)管理区域である化 学兵器受入棟、開梱 室、爆破処理負圧室、 排ガス処理室、スク ラップ室及び除染室へ 入室する際は、・・・	以下のとおり変更をお願いします。 (代替案) 修正：管理区域である化学兵器受入 棟、開梱室、爆破処理負圧室、及び 除染室へ入室する際は、・・・	制御爆破では排ガス処理室は管理区域 と設定する必要はございません。ま た、制御爆破ではスクラップ室は存在 しません。	御意見を踏まえ、以下のよう に調達仕様書の記載を変更 します。 「管理区域である化学兵器受 入棟、開梱室、爆破処理負 圧室、排ガス処理室(管理 区域は加熱爆破方式のみ)、 スクラップ室(加熱爆破 方式)及び除染室へ入室す る際は、・・・」